

(IC5) 論文賞選考委員会規則

平成17年8月23日	一部改正
平成18年4月21日	〃
平成18年9月15日	〃
平成19年9月7日	〃
平成20年9月5日	〃
平成21年9月11日	〃
平成22年6月18日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成25年7月12日	〃
平成26年7月11日	〃

(目的)

第1条 この内規は、土木学会表彰規程 第14条(2)に規定する論文賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の円滑な運営を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 選考委員会は、表彰委員会の諮問に基づき、研究業績賞、論文賞および論文奨励賞の選考方法の審議決定および選考を行い、表彰委員会に上申する。

(構成)

第3条 組織は、選考委員会委員および選定委員から構成される。選考委員会には委員会および委員会の業務を補佐する正副委員長、部門主査(部門別は土木学会論文集編集委員会内規による)、部門副主査、幹事長および部門幹事から構成される主査・幹事会をおく。

2 選考委員会の構成員は、本会会員の中から、理事若干名、地区委員若干名、会誌編集委員会委員長、論文集編集委員会委員長および学術、技術研究のために設置されている委員会からの選出委員若干名によって構成する。

3 選定委員は、地区委員および学術、技術研究のために設置されている各委員会からの選出委員1名によって構成する。選考委員会委員と選定委員の重複は妨げない。

4 選考委員会には2に掲げた委員の外に幹事若干名をおく。

5 役職者の業務は次のとおりとする。

選考委員会には委員長、副委員長、部門主査、部門副主査、幹事長、部門幹事を各1名置く。

(1) 委員長は選考委員会の運営を総理する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 部門主査は関連部門の候補論文について部門間の連絡をとりその選考の運営を担当する。

(4) 部門副主査は部門主査を補佐する。

(5) 幹事長および幹事は選考委員会の運営事務の処理にあたり投票権をもたず、その構成の一部になるべく論文集編集委員会構成員に加える。

6 選定委員は、受賞候補者または受賞候補論文の決選投票を行う。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・選考委員会委員・選定委員等の選出方法は次のとおりとする。

(1) 委員長は論文集編集委員会委員長があたり、副委員長は理事委員があたる。各部門主査ならびに各部門副主査は、専門、地域等を考慮して、委員長が副委員長と協議の上、委員の中から決定する。

- (2) 理事委員は、会長が指名し、委嘱する。
 - (3) 選考委員会委員の地区委員からの選出委員の定数は各地区1名とし、各地区別に会員の中から支部長が推薦し、会長が委嘱する。選考委員会委員の、学術、技術研究のために設置されている委員会からの選出委員の定数は、各部門から2名とし、各委員会委員長が推薦し、会長が委嘱する。
 - (4) 選定委員の地区委員からの選出委員の定数は、年度当初における各地区会員（学生会員を含まず）の現在数2,000名につき1名の割合とし、端数が1,000名をこえる場合は1名を加えることとする。ただし、最小限は各地区1名とし、各地区別に会員の中から支部長が推薦し、会長が委嘱する。なお、特別会員については上記の数は土木学会細則第13条による。選定委員の学術、技術研究のために設置されている委員会からの選出委員の定数は、各委員会1名とし、各委員会委員長が推薦し、会長が委嘱する。
 - (5) 幹事長は幹事の中から委員長が指名する。
 - (6) 委員ならびに幹事は中立公正な立場で選考委員会の運営に当るもので、職域や地域等の利害を代表するものであってはならない。
- 2 委員長・選考委員会委員・選定委員等の任期は次のとおりとする。
- (1) 選考委員会委員・選定委員の任期は2年をこえないものとし、定時総会を区切りとする。重任は許されないが、やむを得ぬ事情があると認められるときは2年をおいて再任することができる。ただし、会誌編集委員会委員長、論文集編集委員会委員長および理事委員については、この限りでない。途中退任の場合、後任の選考委員会委員・選定委員の任期は残りの期間とする。
 - (2) 幹事長および幹事については(1)を準用する。
 - (3) 副委員長、主査および副主査の任期は原則として1年とし、留任を妨げない。
 - (4) 選考委員会委員・選定委員または幹事が選考対象になった場合は交代するものとする。
- 3 委員長は任期終了後も、新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。

(募集要項案の作成)

第5条 選考委員会はその年度の募集要項案を作成し、表彰委員会に上申する。

(選考の対象と範囲)

第6条 選考対象者は、本会会員資格の有無を問わないものとする。

- 2 過去に論文奨励賞を受賞した者は同一の賞の選考対象者になることができない。また、過去に論文奨励賞を受賞した論文で論文賞の選考対象になることはできない。なお、同種のテーマで同時に論文賞・論文奨励賞の選考対象になることはできない。
- 3 同一人が論文賞・論文奨励賞を通じて複数の選考対象となっている場合、事前に調整可能な場合は選考前に調整を行う。調整が不可能な場合は選考の進展に応じて主査・幹事会で判断する。

(選考の範囲)

第7条 研究業績賞の選考対象論文は、複数年（10年）にわたって継続的に発表している論文で、その数は5編以上とし、各部門で3年に一度の募集とする。

- 2 論文賞および論文奨励賞の選考対象論文は、受賞年度の2年前の10月1日以降2ヶ年の間に発表された単一の論文に限る。

(推薦者)

第8条 研究業績賞の推薦者は正会員（個人）とし、自薦も認める。

- 2 論文賞および論文奨励賞の推薦者は、正会員（個人、法人）および特別会員とし、自薦も認める。

(推薦の手続き)

第9条 推薦者は一定の様式による推薦書1部を選考委員会に提出する。推薦書には賞の種別、選考対象論文の主題、掲載誌名・巻号・頁・発行年月、推薦の理由、その他必要な事項を明記し、選考に必要な資料を添える。研究業績賞と論文奨励賞は共著者に選考対象者になることのできない者が含まれていることは差支えない。なお、この場合は当該論文（研究）に対する選考対象者の貢献度を具体的に明記すること。また、論文賞の受賞主体は著者全員とする。

2 推薦書提出の締切期日は受賞年度の9月末日とする。

(論文審査と審査員)

第10条 主査・幹事会（10月上旬頃開く）において、部門主査は推薦されたものおよび応募してきたものについて審査に対する資格を判定し、それぞれの論文ごとに5名の審査員候補を委員長に推薦する。それを受け委員長は審査員を決定のうえ、審査を依頼する。

2 審査員は専門的知識を有する学識経験者で候補の内容を深く審査し、公平な判定を下し得る者とする。

3 審査員は担当する選考対象論文につき独創性、貢献度、発展性、欠点・疑問点、主旨・構成の項目ごとに審査意見および5点満点で採点したものを委員長に提出する。

(予選)

第11条 主査・幹事会（11月末日頃開く）において、幹事は採点を集計し、結果を主査・幹事会に報告する。ただし、1名の審査員の採点が他の4名の採点の平均点に比べて10点以上低い評価の場合には、評価の内容を部門で検討し、その結果について主査・幹事会に諮る。主査・幹事会はその報告に基づき、研究業績賞と論文賞については部門ごとに原則として上位2位以内を候補として選び、論文奨励賞については部門ごとに原則として上位1位を候補として選ぶ。ただしこの候補論文の得点は満点の70%以上なければならない。

(審査報告)

第12条 主査・幹事会は推薦および応募の状況、予選の経過および結果等を選考委員会に報告する。

(論文賞候補論文の決選投票)

第13条 選考委員会委員および選定委員は予選通過のすべての研究業績賞候補および論文賞候補の論文について、決選投票を行う。なお、論文奨励賞候補の論文についても、部門ごとに選定された上位1位が複数の場合には、決選投票を行う。決選投票の方法は論文賞選考委員会内規に定める。

(研究業績賞および論文賞候補の決定)

第14条 決選投票の結果、原則として、部門ごとに上位1位を候補論文とする。

2 上位1位が複数となった場合、第11条に定める採点上位のものを候補論文とする。その採点も同点の場合には、選考委員会で審議し、候補論文を決定する。

3 候補の件数を決定するまでは、候補論文名とその結果の対比は明示しないものとする。

4 部門において、決選投票に付された件数が1件の場合、決選投票の最低基準を満たすもののみ候補論文とする。

(論文奨励賞候補の決定)

第15条 第11条において選ばれたものを候補論文とする。

2 同一部門内で上位1位が複数の場合には、第13条により決選投票を行う。決選投票の上位1件を候補論文とする。なお、決選投票の結果が同点の場合には、選考委員会で審議し、候補論文を決定する。

3 空席のある部門が生じた場合には、他部門の高得点のものを候補論文に加えることができる。

(運営)

第 16 条 選考委員会は委員長、副委員長を含む三分の二以上の委員の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。

2 選考委員会は委員、幹事の代理出席は認めない。ただし選考委員会が必要と認めたときは、幹事に限り代理を出席させることができる。

3 選考委員会は書面会議とすることができる。

(表彰委員会への上申等)

第 17 条 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を上申する。

2 規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

(事務局)

第 18 条 選考委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第 19 条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この変更内規は、平成 17 年 8 月 23 日から施行する。

附則 (平成 18 年 4 月 21 日 理事会議決) この変更内規は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附則 (平成 18 年 9 月 15 日 理事会議決) この変更内規は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。

附則 (平成 19 年 9 月 7 日 理事会議決) この変更内規は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。

附則 (平成 20 年 9 月 5 日 理事会議決) この変更内規は、平成 20 年 9 月 5 日から施行する。

附則 (平成 21 年 9 月 11 日 理事会議決) この変更内規は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。

附則 (平成 22 年 6 月 18 日 理事会議決) この変更内規は、平成 22 年 6 月 18 日から施行する。

附則 (平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附則 (平成 24 年 5 月 11 日 理事会議決) この変更規則は、平成 24 年 5 月 11 日から施行する。

附則 (平成 25 年 7 月 12 日 理事会議決) この変更規則は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

附則 (平成 26 年 7 月 11 日 理事会議決) この変更規則は、平成 26 年 7 月 11 日から施行する。